

各位

株式会社 東北銀行

## 「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例 等に関する法律」(実特法)に基づく届出書の提出について

株式会社東北銀行(取締役頭取 村上 尚登)では、国際的な脱税及び租税回避への対応を目的としてOECD(経済協力開発機構)にて策定された「共通報告基準」に基づき、平成27年度税制改正(平成29年1月1日施行)により「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(実特法)が改正されたことから、平成29年1月1日以後、日本国内に所在する金融機関にて新たに口座開設等を行うお客様は、居住地国(※)名等を記載した届出書の提出が必要となりますので、ご理解のうえ、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

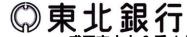
※「居住地国」とは、居住者として所得税、法人税に相当する税をお客様が納めている 国を指します。

## 1. 届出書の提出を要する場合

- (1) 平成29年1月1日以後、新たに口座開設等を行うお客様は、氏名・住所(法人の場合は名称・所在地)、居住地国等を記載した新規届出書の提出が必要となります。
- (2) 平成28年12月31日以前にすでに口座開設を行われているお客様についても、 ご確認のため、氏名・住所(法人の場合は名称・所在地)、居住地国等を記載した任 意届出書の提出をご依頼する場合があります。
- (3) 届出書を提出いただけない場合、口座開設をお断りすることがあります。また届出 書について虚偽の内容を記載し提出した場合、罰則が科せられることがあります。

## 2. 届出書の種類

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	平成29年1月1日以後に金融 機関等に新規に口座開設等を行 うお客様	新規届出書、任意届出書、異動届 出書提出後に、それらの届出書に 記載した居住地国に異動があった お客様



		居住地国に異動が生じることと
提出時期	口座開設等を行う際	なった日から3月を経過する日
		まで
記載事項	・氏名、住所及び生年月日また	
	は名称及び本店もしくは事務	
	所の所在地	・異動後の居住地国等
	・居住地国名及び居住地国が外	・以前提出した届出書に記載した
	国である場合の当該居住地国	居住地国
	の納税者番号	・左記の新規届出書の記載事項
	・住所と居住地国が異なる場合	
	の事情の詳細等	

<u>くわしくは、国税庁ホームページをご覧ください。</u>

http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/crs/pdf/03.pdf

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

事務統括部(担当:佐藤 公彦)

電話番号:019-654-1311